

大阪府告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定により、次の府道の路線を廃止する。
その関係図面は、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成23年 9 月13日

大阪府知事 橋下 徹

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
63	吹田停車場線	吹田市吹田停車場	—
		吹田市一般国道479号交点	